

陳情第106号	受理年月日	平成30年9月25日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	生活保護の住宅扶助から共益費、管理費が給付できるようにする改善について	
要旨	<p>北九州市で生活保護を利用している人が、借家や公営住宅に住んでいる場合、単身者で月額2万9,000円までの家賃の実費が給付されるが、共益費や管理費等の名目で請求される費用は給付されない。</p> <p>共益費等は賃貸集合住宅等で家賃とは別に毎月支払う費用、建物全体の清掃や補修、警備等に係る費用や共用部分に関する付加使用料に相当するとされ、多くの場合、月額3,000円から5,000円程度で、市に給付をお願いすると生活扶助費の中に含まれていると説明される。しかし、生活扶助費は、単身者で月額7万円程度しかないため、共益費等の支払いは、生活保護利用者にとって大きな負担になっている。</p> <p>生活保護法第14条によれば、住宅扶助は、①住居、②補修その他住宅の維持のために必要なものと定められており、賃貸集合住宅等における共益費等は住宅の維持のために必要なものとして、住宅扶助費によって給付されるべきものと考えられる。</p> <p>については、生活保護利用者が支払う賃貸住宅の共益費、管理費等については、住宅の維持のために必要なものとして、住宅扶助費によって給付されるよう改善を図っていただきたい。</p>	